

岡山市北消防署ほか 12 施設照明  
LED 化 ESCO 事業募集要項

## 目次

1	事業の趣旨	1
2	事業概要	1
3	応募条件	2
4	応募に関する留意事項	4
5	事業者選定の流れ	5
6	事業全体スケジュール（予定）	6
7	提案募集の手続き	6
8	参加表明時の提出書類・作成要領	8
9	提案提出書類・作成要領	10
10	審査及び審査結果の通知	12
11	事業の実施に関する事項	13
12	契約に関する事項	16
13	その他	16

別紙 1	施設一覧
別紙 2	詳細資料（別途配付）
別紙 3	契約書（案）
別紙 4	仕様書（案）
別紙 5	提案評価基準
別紙 6	既設照明器具リスト

様式 1	質問書
様式 2-1	参加表明書
様式 2-2	グループ構成表
様式 2-3	会社概要
様式 2-4	企業状況表
様式 2-5	有資格技術職員内訳表
様式 2-6	各役割の責任者業務実績表
様式 2-7	委任状（応募する企業の代表者から支店長等への委任状）
様式 2-8	施設照明 LED 化事業実施実績一覧表
様式 2-9	暴力団員等などに該当しないことの誓約書及び同意書
様式 2-10	役員等氏名一覧表
様式 2-11	申請書
様式 3	提案辞退届
様式 4-1	提案書提出届
様式 4-2	事業実施計画
様式 4-3	使用機器の性能・信頼性
様式 4-4	作業計画
様式 4-5	保証期間の対応
様式 4-6	事業効果算出表（別途配付）

様式4-7 照明器具一覧兼事業費算出表（別途配付）

様式4-8 地場企業活用に関する提案

様式4-9 その他有効な提案

## 1 事業の趣旨

岡山市では、国の政府実行計画に基づき、「令和12年度（2030年度）までに、市有施設の全ての照明をLED照明に更新」することを目標としている。

しかしながら、市有施設のLED化には、灯具全体の取り換えが必要であり、多額の費用を要することから、LEDへの円滑な転換が図られていない。また、「水銀に関する水俣条約」の発行に伴い、令和9年末には市有施設で一般的に使用されている蛍光ランプの製造及び輸出入が禁止されることから、蛍光ランプの継続使用が困難になる。

以上のことから、本市では市有施設のLED化が喫緊の課題となっている。

そこで、市有施設の照明LED化を経済的かつ効率的に実施するため、民間事業者のノウハウを活用したESCO事業（ギャランティード・セイビングス契約）を公募型プロポーザルで実施し、民間事業者の提案を募集することとした。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下、「優先交渉権者」という。）は、本市との契約に関する諸条件等についての協議を行い、合意に至った場合に、本市と契約を締結し、本事業を実施するものとする。

ただし、本事業の契約は、予算の成立を条件とするものであり、各条件が不成立になった場合には、本事業は提案を募集したことに留まり、事業化はされないこととなる。

## 2 事業概要

### (1) 事業名

岡山市北消防署ほか12施設照明LED化ESCO事業

### (2) 契約方式、事業方式

契約方式 ギャランティード・セイビングス契約

事業方式 BT0方式

### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (4) 事業場所

岡山市内

### (5) 事業対象

別紙1「施設一覧」のとおり

### (6) 契約者

岡山市

### (7) 事業費限度額

110,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### (8) 事業内容

事業者は、対象施設の直管型蛍光灯、ダウンライト及び非常用照明等、LED照明以外の照明器具（ただし、西消防署のシステム天井部分の非常用照明は除く）について、自らが行った提案を基に計画・設置（作業管理を含む）したLED照明を導入し、契約期間内において、省エネルギー効果を把握するための検証等のサービスを提供するものとする。

詳細は、仕様書（案）のとおり

## (9) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、次のとおりとする。なお、本公募は、予算の成立を前提とした事前手続きであり、予算成立後に効力が生じるものである。そのため、予算が不成立になった場合には、本公募は提案を募集したことに留まり、事業化はされないこととなる。そのことを承知の上で応募すること。

ア 優先交渉権者の決定	令和8年3月下旬
イ 現地調査及び導入計画、詳細協議	令和8年4月上旬～5月中旬
ウ 契約の締結	令和8年5月下旬
エ 設置作業期間	契約締結の日から令和9年3月16日まで
オ 効果検証	設置完了の日から令和9年3月31日まで

## (10) 担当課

本事業の担当課は、次のとおりとする。

課名：消防局 消防総務部 消防企画総務課

所在地：岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階

電話番号：086-234-9972（直通）

E-mail：syoubousoumu@city.okayama.jp

## 3 応募条件

### (1) 応募要件

- ア 本事業の応募者は、本事業を実施する能力のある「単独事業者」または「複数事業者が共同するグループ（以下「グループ」という。）」のいずれかとする。
- イ 単独事業者として応募する場合、応募者は、(2)で示す役割を単独で全て担い、(3)及び(4)で示す資格要件の全てに合致しなければならない。また、単独事業者について、代表企業と構成員の両方に該当するものとして取り扱う。
- ウ グループとして応募する場合、その構成員を全て明らかにした上で、(2)で示す役割を各構成員で分担することとし、グループとして(3)で示す資格要件に全て合致し、構成員の全てが(4)で示す資格要件に全て合致しなければならない。また、構成員のうち、事業役割を担う代表者（以下「代表企業」という。）を1者選定し、代表企業が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負う。なお、一構成員が、複数の役割を担うことができる。
- エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行う。
- オ 提案書提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関しては、本市と協議した上、合意を得る必要がある。

### (2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割を全て担うよう構成員を配置し、各構成員はその役割を統括する。なお、役割は兼務することができるものとし、その他役割については、複数の企業で構成することも可とする。
- (ア) 事業役割：本市との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。
- (イ) 設置作業（施工）役割：ESCO設備に係る計画・設置作業・設置作業管理に関する業務を全て実施する。
- (ウ) その他役割：上記(ア)及び(イ)以外の調査・計画、機器調達等に関する業務を実施する。

イ 応募者は各役割でそれぞれ事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する合意書を別途、本市に提出すること。なお、その合意書には役割の構成事業者全員が、本市に対し連帶責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループとして応募する場合、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

ア 応募者は、「8(1)参加表明時の提出書類」に示す提出書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は、省エネルギー効果を計測・検証することができる者であること。

なお、計測・検証については、官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）で示すオプションAとし、使用電力量の実測は行わず、カタログデータ等で机上計算を行うものとする。

ウ 応募者は、本事業を円滑かつ迅速に対応できる者であること。

オ 設置作業（施工）役割を担う者は、応募時に、一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（「建設工事」部門の希望業種が「電気」）で登載がある者であり、かつ市内業者として登載されている者であること。

カ 設置作業（施工）役割を担う者は、一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿において、「建設工事」部門の希望業種が「電気」の特A級で登載されている者であること。

キ 設置作業（施工）役割を担う者は、施設を対象としたLED照明の設置※1において、令和3年4月1日以降に元請※2として完成※3した工事実績または設置作業（施工）役割として実施した ESCO 事業のうち、1施設当たりの施工面積※4が 1, 500 m<sup>2</sup>以上の実績を1件以上有すること。

※1 建築物に設置される器具の新設または更新をいい、ランプ交換でのLED化は含まない。

※2 元請とは、発注者と直接契約を締結した者とする。

※3 ESCO事業においてはサービス開始日とする。なお、サービス期間を設けていない場合は事業完了日とする。

※4 施工面積は、LED 照明が照らす床面積とし、施設内の照明を全て施工した場合の施工面積は、延べ面積とする。

ク 事業役割を担う者は、LED 照明に係る ESCO 事業で、元請※として、完了または受注後3年以上経過した実績がある者であること。

※ 元請とは発注者から直接契約を締結した者。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びその構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 公募開始日から優先交渉権者決定の日（優先交渉権者が未決の場合、本募集の終了を宣言した日）までの期間に、岡山市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者。

ウ 公募開始日から優先交渉権者決定の日（優先交渉権者が未決の場合、本募集の終了を宣言した日）までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項または第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。

- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人及びその他の使用人または入札代理人として使用している者。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続き開始の申し立てをしている者。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者または申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあたっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者または更生手続開始の申し立てをなされなかつた者とみなす。
- キ 応募資格申請書に虚偽の記載または重要な事実について記載をしなかつた者。
- ク 不正な手段を用いて本事業を誹謗または事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
- ケ 法人税、消費税、法人事業税または法人住民税を滞納している者。

#### 4 応募に関する留意事項

##### （1）費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

##### （2）提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

また、本市は応募者に無断かつ本事業に対する募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

ただし、本市と契約を締結した事業者の提出書類及び電子データを本市が使用する場合は、事業者の承諾を得た上で、無償で使用することができるものとする。

##### （3）特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権または商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、方法を使用した結果により生じた責任は、応募者が負うものとする。

##### （4）本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

##### （5）応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

##### （6）複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

##### （7）構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書または提案書を無効とし、失格とする。

(10) 情報公開

提出書類について、岡山市情報公開条例の規定に基づき開示を請求されたときは、同条例に規定する非開示情報を除き公開の対象となる。

(11) 関係者との接触の禁止

本募集に関する問い合わせは、質問の受付期間に担当課へ行うこととし、期間外に本事業に関する問い合わせによる接触を禁止する。

## 5 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

応募者は、「3 応募条件」で定める資格要件を満たすものとする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書（電子メール）で要請する。

(3) 最優秀提案者の選定

本市が設置する「岡山市北消防署ほか 12 施設照明 LED 化 ESCO 事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案内容を審査・評価し、最優秀提案者 1 者、優秀提案者 1 者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案者に選定された者は優先交渉権者となり、LED 照明の仕様、品番、メーカー名及び光熱費削減等の詳細診断等、諸条件について、契約を締結するまでに本市との詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は本市と詳細協議を行い、詳細協議が整った場合に契約を締結し、事業者となる。また、契約までの費用については、優先交渉権者の負担とする。

優先交渉権者との詳細協議が整わない場合は、優秀提案者を次点交渉権者とし、次点交渉権者との詳細協議を行う。なお、次点交渉権者と詳細協議を行う場合は、本募集要項における契約までの手続きについては、優先交渉権者を次点交渉権者と読み替える。

## 6 事業全体スケジュール

本事業は、次の日程で行う。

	項目	日程
1	公募開始、募集要項等の配付（市ホームページで公開）	令和8年2月3日～
2	募集要項等に関する質問の受付	令和8年2月3日～2月12日
3	質問への回答	令和8年2月16日
4	参加表明書及び資格確認書類の受付	令和8年2月2日～2月20日
5	参加資格確認結果及び提案要請書の通知	令和8年2月25日（予定）
6	ウォータースルーチェック受付期間	参加表明書の提出後～3月5日
7	ウォータースルーチェック	令和8年3月2日～3月6日
8	提案書の受付	令和8年2月25日～3月16日
9	審査・評価	令和8年3月下旬
10	最優秀提案者の選定	令和8年3月下旬（予定）
11	現地調査及び詳細協議	令和8年4月上旬～5月中旬
12	本契約の締結	令和8年5月下旬
13	設置作業期間	契約締結の日から令和9年3月16日まで
14	省エネルギー効果の検証	設置完了の日から令和9年3月31日まで
15	保証期間	引渡しを受けた日から起算して2年間

## 7 提案募集の手続き

### （1）募集要項の公表

募集要項は、本市のホームページにて公表する。

なお、事業効果算出表（様式4-6）、照明器具一覧兼事業費算出表（様式4-7）、詳細資料（別紙2）について早期配布を希望する者は、担当課へ電話のうえ、申請書（様式2-11）により申し込みを行うこと。

### （2）募集要項に対する質問

募集要項及び配布資料に関する質問は、次のとおり受付及び回答する。

#### （ア）質問の方法

質問は、質問書（様式1）を使用すること。受付は電子メールのみとし、電話、FAX及び持参等は不可とする。なお、電子メール送信の際は、件名を「【質問書】岡山市北消防署ほか12施設照明LED化ESCO事業」と記載し、メール送信後は電話にて担当課に電子メールの到着を確認すること。

#### （イ）質問の受付期間

令和8年2月3日（火）～令和8年2月12日（木）午後5時まで（必着）

なお、電話による電子メール送付の確認は、本市開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間で行うこと。

(ウ) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年2月16日（月）までに本市のホームページにて公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次による参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参または郵送すること。なお、郵送する場合は、担当課宛に「岡山市北消防署ほか12施設照明LED化ESCO事業参加表明書在中」と朱書きの上、一般書留または簡易書留により郵送すること。

(ア) 受付期間

令和8年2月3日（火）～令和8年2月20日（金）午後5時まで

受付時間は、本市開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(イ) 受付場所

岡山市消防局 消防総務部 消防企画総務課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

(ウ) 参加表明時の提出書類

「8 参加表明時の提出書類・作成要領」によるものとする。

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知、詳細資料の配布

(ア) 参加資格の確認結果は、審査後に本市から応募者（代表者）に文書（電子メール）にて通知する。

(イ) 提案の提出者として資格が確認された者については、上記(ア)と併せて提案要請書の通知及び下記(ウ)に示す詳細資料（別紙2）及び別途配布資料（様式4-6、様式4-7）を文書（電子メール）にて配布する。

(ウ) 詳細資料（別紙2）

詳細資料は、次のとおりとする。

・令和6年度電気料金実績

※各施設が契約した小売電気事業者の契約口別の電気料金

・既設建物図面

・照明設備一覧

(5) 提案書の提出

提案要請書を受理した応募者は、前記の本市が提供する上記(4)(ウ)の詳細資料をもとに「9 提案提出書類・作成要領」に従い、提案提出書類を作成し、担当課へ持参または郵送すること。

なお、郵送する場合は、担当課宛に「岡山市北消防署ほか12施設照明LED化ESCO事業提案書在中」と朱書きの上、一般書留または簡易書留により郵送すること。

(ア) 受付期間

令和8年2月25日（水）～令和8年3月16日（月）午後5時まで（必着）

受付時間は、本市開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(イ) 提出書類

「9 提案提出書類・作成要領」によるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を受理した応募者が本事業の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日の受付時間までに提案辞退届（様式3）を1部、担当課に持参または郵送すること。

## 8 参加表明時の提出書類・作成要領

(1) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを1部提出すること。

- ア 参加表明書（様式2-1）
- イ グループ構成表（様式2-2）
- ウ 印鑑証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- エ 商業登記簿謄本（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- オ 納税証明書（最新決算年度のもの）
- カ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）
- キ 会社概要（様式2-3～2-6）
- ク 特定建設業の許可証明書（写し可）
- ケ 委任状（様式2-7）
- コ 施設照明LED化事業実績一覧表（様式2-8）
- サ 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式2-9）及び役員等氏名一覧表（様式2-10）
- シ 各資格者証の写し
- ス 監理技術者資格者証の写し
- セ 申請書（様式2-11）

※ア～キ及びコ～シについては構成員全て、ク及びスは設置作業（施工）が、セについては事業役割が提出すること。ケについては該当する場合に提出すること。

(2) 作成要領

- ア 参加表明書（様式2-1）

グループの代表企業名で作成し提出すること。

- イ グループ構成表（様式2-2）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設置作業役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。ただし、単独事業者の場合であっても、全ての役割を当該事業者が担うものとして作成し、提出すること。また、グループとして応募する場合、構成員の間で交わされた合意書（契約書または覚書等）の内容を添付すること。さらに、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）及び出資者を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

- ウ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。

- エ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じたものを提出すること。

オ　納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本店所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

カ　財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。なお、写しでも可とする。

キ　会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを綴じたものとすること。

- (ア) 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧及び従業員数等の会社概要（様式2-3）
- (イ) 企業状況表（様式2-4）
- (ウ) 有資格技術職員内訳表（様式2-5）
- (エ) 各役割の責任者業務実績表（様式2-6）
- (オ) その他、会社の概要が記載されたパンフレットがある場合、提出をすること。

ク　特定建設業の許可証明書

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する「特定建設業」またはこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

ケ　委任状（様式2-7）

応募する企業の代表者が、本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合に提出すること。

コ　施設照明LED化事業実績一覧表（様式2-8）

3(3)キ～クが網羅的に確認できる書類を添付すること。

サ　暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書役員一覧表

暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式2-9）及び役員等氏名一覧表（様式2-10）を構成員全てが提出すること。

シ　各資格者証の写し

有資格者技術職員のうち、各資格の有資格者1名分の資格者証（表・裏）の写しを提出すること。

ス　監理技術者資格者証の写し

設置作業（施工）会社における電気工事の監理技術者資格者証（表・裏）の写しを提出すること。

(3) 設置作業（施工）以外の構成員で、一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿の「役務」「物品」に登録されていない者（登録種目は問わない。）は、(1)に示す書類のほか、以下の書類をあわせて提出すること。

ア　暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）

### 指定様式 1

イ 使用印鑑届または委任状（兼使用印鑑届）

### 指定様式 2、3

ウ 納税証明書（岡山県税）

岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者、岡山市内に岡山市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者、岡山県内に本社または岡山市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者が対象で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの

エ 滞納無証明書（岡山市税）

岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者または、岡山市内に岡山市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者が対象で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの

オ 滞納無証明書（代表者の岡山市税）

本社の代表者が岡山市に住民登録をしている場合が対象で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの

カ 社会保険料納入証明書（社会保険料）

岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者が対象で、申請月から3か月以内に取得したもの

キ 商業登記事項証明書

申請月から3か月以内に取得したもので、写しでも可

ク 財務諸表の写し

直前の決算期の「貸借対照表」及び「損益計算書」

## 9 提案提出書類・作成要領

### (1) ESCO 事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを5部（正1部、副4部）提出すること。

ア 提案書提出届（様式4-1）

イ 提案書（表紙）

ウ 事業実施計画（様式4-2）

エ 使用機器の性能・信頼性（様式4-3）

オ 作業計画（様式4-4）

カ 保証期間の対応（様式4-5）

キ 事業効果算出表（別途配布）（様式4-6）

ク 照明器具一覧兼事業費算出表（別途配布）（様式4-7）

ケ 地場企業活用に関する提案（様式4-8）

コ その他有効な提案（様式4-9）

### (2) 作成要領

ア 一般事項

(ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS 明朝体11 ポイントで統一すること。

(イ) 副本の各提案書類には、会社名、住所、氏名及びロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

(ウ) 提案書提出届（様式4－1）により提出書類の構成を示した上で、提案書（表紙）を付し、A4判縦長ファイルに各書類を綴じたもので提出すること。

なお、A4判以外の様式については、A4判サイズに折り込んで綴じること。

(エ) エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと

エネルギー種別	1次エネルギー換算	CO <sub>2</sub> 排出係数
電気	8.64 [MJ/kWh]	0.472 [kg-CO <sub>2</sub> /kWh]

出典：資源エネルギー庁、環境省

(オ) 公募型プロポーザルでは、応募者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて評価するため、応募者の提案内容が理解しやすいように提案理由、方法、範囲及び対応策等を具体的に図示または記述すること。

(カ) 優先交渉権者の提案内容は、契約事項となるため、提案に当たっては応募金額の範囲内で実現可能なものを記述すること。

(キ) 提案内容において、仕様書等にはない事項等がある場合でも、応募金額に含まれる経費として全て応募者の負担とする。

(ク) 記載に当たっては、可能な範囲で専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。また、イメージ図、写真等を効果的に用い、具体的に記載すること。

イ 事業実施計画（様式4－2）

事業実施体制（評価項目に係る提案内容も含む）及びスケジュールを具体的に記載すること。

ウ 使用機器の性能・信頼性（様式4－3）

使用機器のうち、主要な製造業者のLED 照明の性能（維持管理性能、耐久性等）・信頼性について具体的に記載すること。

エ 作業計画（様式4－4）

(ア) 市民が利用する公共施設であり、24 時間体制で運用されていること及びを踏まえ、施設の安全対策や運営への影響・対応策を具体的に記載すること。

(イ) 天井材にアスベスト含有建材が使用されていた場合の対応について具体的に記載すること。

(ウ) 既設照明器具が吊ボルト等で適切に支持されていなかった場合の対応について具体的に記載すること。

(エ) 西消防署2階事務所のシステム天井に設置する一般照明（非常用照明以外の照明をいう）については、システム天井の枠内に器具を収める設計とし、その作業方法を具体的に記載すること。

オ 保証期間の対応（様式4－5）

保証期間中における不具合発生時の対応について具体的に記載すること。保証期間の延長等、保証を充実させる提案があれば記載すること。

カ 事業効果算出表（様式4－6）及び照明器具一覧兼事業費算出表（様式4－7）

照明器具一覧兼事業費算出表（様式4－7）については、各施設の既存灯具を基に、提案照明器具（メーカー名、品番、消費電力）及び事業費を記載すること。照明器具一覧兼事業費算出表（様式4－7）を基に、各施設ごとの事業効果算出表（様式4－6）を作成し、各施設の事業効果を集計した本事業の事業効果を、集計表に記載すること。

作成の際には、各様式間で数値の差異が生じないようすること。

本様式を編冊する際は、①「事業効果算出表（集計）」②各施設ごとの「事業効果算出表（様式4－6）及び照明器具一覧兼事業費算出表（様式4－7）」③各施設ごとの「事業効果算出表（様式4－6）及び照明器具一覧兼事業費算出表（様式4－7）」の順にすること。

なお、独自様式の使用も可とするが、独自様式の場合、様式4－6及び様式4－7の項目を網羅すること。

キ 地場企業活用に関する提案（様式4－8）

設置作業（施工）を担う者のうち、岡山市内に本店または本社を置く者が占める地場企業への下請予定額の割合及び総額を記載すること。

ク その他有効な提案（様式4－9）

他の提案項目にはない事項に関して、事業者独自の提案内容を具体的に記載すること。

## 10 審査及び審査結果の通知

### （1）審査

本市が設置した選定委員会は、別資料の「提案評価基準」に基づいた審査を行い、最優秀提案者1者、優秀提案者1者を選定する。

### （2）審査の流れ

ESCO 提案の審査に当たっては、次の要領で行う。

ア プレゼンテーションの出席者は3名以内を予定とするが、会場の都合等により増減する可能性があるため、詳細は応募者に別途通知する。

イ 応募者は提案書をもとに口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、選定委員会による質疑を行う。

ウ プレゼンテーションは、令和8年3月24日に開催する予定である。なお、会場は岡山市役所内会議室とし、詳細は応募者に別途通知する。

エ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。

オ 審査の結果、最も合計評価点が高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された事業費がより廉価な応募者を優先交渉権者とする。

カ プレゼンテーションで使用する機器のうち、モニターは本市が用意したものを使用し、それ以外に必要なものは応募者が用意すること。

キ プレゼンテーションの際、新たな提案を行うこと及び提案書提出時に添付していない資料を新たに配布することは原則禁止とする。ただし、提案を補足する内容のものをモニタ

一に映すことは可能とし、モニターに映す内容を印刷した資料のみ配布することは可能とする。また、モニターに映すプレゼンテーション資料は、提案書の様式とは別の資料（PowerPoint 資料等）を使用することも可とする。

(3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、応募者に文書で通知し、電話等による問合せには一切応じない。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。
- ウ 審査結果は、本市のホームページにて公表する。

(4) 失格

- 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
  - イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 本募集要項に違反すると認められる場合
  - オ プレゼンテーションに参加しなかった場合
  - カ その他委員会で、本事業の履行にふさわしくないと認められた場合
  - キ 事業費が「2 (7) 事業費限度額」に示す金額を超えている場合

## 11 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

- ア 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に事業を遂行すること。
- イ 事業遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両者で誠意をもって協議することとする。

(2) 本契約期間中の事業者と本市の関わり

本事業は、事業者の責により遂行され、本市は本契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 再委託

構成員が下請負人を使用する場合は、本市の承諾を得ることとする。

(4) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え方

提案が達成できることによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災または経済状況等による運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として「表：予想されるリスクと責任分担（以下「分担表」という。）」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

(5) 契約の締結及び事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が、詳細協議実施後に契約の締結ができない場合及び契約締結後に事業の継続が困難となった場合は、以下の措置を講ずる。

- (ア) 本提案と導入計画における省エネルギー効果計測結果の内容が大きく乖離した場合や優先交渉権者決定の日以降に岡山市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項または第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者または「3 応募条件 (4) 応募者の制限」に記載しているア及びエ～コの事項に該当する等、優先交渉権者の責により契約できない場合は、本市は優秀提案を行った次点交渉権者と詳細協議を行うこととし、優先交渉権者は本市に対してそれまでに要した費用を請求できない。また、本市がそれまでに要した費用を優先交渉権者が負担する。
- (イ) 本市の指示により事業が中止された場合は、事業者は提案書で提示した金額を上限に、本市と協議の上で合意した金額を請求できるものとする。なお、契約締結後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定める。

表：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			岡山市	事業者
事業全般	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのある場合	○	
	提案の誤り	事業者の提案内容に重大な誤りのある場合		○
	安全性の確保	設置作業における安全性の確保		○
	環境の保全	設置作業における環境の保全		○
	第三者賠償	調査・設置作業により第三者に損害が生じた場合		○
	制度の変更	消費税の変更	○	
		営利目的の事業実施に伴う税、消費税以外の税に関する変更		○
		法令・許認可の変更 <sup>*1</sup>	○	○
	保険	設置作業に係る保険		○
	事業の中止・延期	本市の責によるもの	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
計画・提案	不可抗力	天災などによる計画変更・中止・延期 <sup>*2</sup>	○	○
	計画変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
設置作業段階	不可抗力	天災などによる計画変更、中止、延期 <sup>*2</sup>	○	○
	用地の確保	資材置き場、現場事務所等の確保		○
	計画変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○
	履行遅延・未完了	本市の責による履行遅延・未完了による引渡しの遅延	○	
		事業者の責による履行遅延・未完了による引渡しの遅延		○
	設置作業費増大	本市の指示、承諾による設置作業費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	仕様不適合（作業不良を含む。）		○
	施設損傷及び障害	対象設備に起因する各施設の損傷及び障害		○
		対象設備に起因しない各施設の損傷及び障害	○	
関支連 支連	一般的の損害	引渡し前の対象設備に関して生じた損害		○
		本市の責による、支払の遅延・不能によるもの	○	
	性能	事業者の請求の遅延により支払が遅延する場合		○
保証	性能	仕様不適合（作業不良を含む。）		○
		仕様不適合による施設への損害、業務への障害		○

※1 本市が行う制度変更の場合及び事業実施そのものに関する制度変更については本市が負担し、これ以外の一般的な制度変更の場合は、事業者が負担する。

※2 損害による費用負担の割合は、協議事項とする。

## 12 契約に関する事項

### (1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。なお、優先交渉権者との詳細協議が整わない場合は、優秀提案者を次点交渉権者とし、次点交渉権者との詳細協議を行う。

### (2) 契約の時期

令和8年5月下旬（予定）

### (3) 契約の概要

本募集要項、提案書に基づき、本市と事業者の間で、詳細協議が成立したことをもって締結するものであり、事業者が遂行すべき設置作業に関する業務内容や支払方法等を定めるものとする。

また、本市と事業者の役割、責任及び遵守事項を明確化し、互の確認事項、確認方法及び時期等について明記するものとする。

### (4) 契約保証金

地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証の率は、契約金額の100分の10以上とする。

## 13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募者資格等を有しない者のした提案書の提出及び提案書の提出に関する条件に違反したものの提案書は無効とする。
- (3) 履行検査に当たっては、契約書に盛り込んだ提案書の内容を満たしていることを確認する。
- (4) 提案書に記載した技術者等の配置変更は、原則、認めない。